

令和5年

第5回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年5月8日

前橋市農業委員会

令和5年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年5月8日午後1時59分
- ・閉会日時 令和5年5月8日午後3時22分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・欠席委員（1人）

21番 深町 富士雄

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦 局長補佐 長谷川 浩樹 局長補佐 井草 依早子 係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一 副主幹 望月 優至 副主幹 山田 正史 主事 柴野 雄介
主事 佐藤 佑香 嘱託員 福島 美咲

・付議事件

- (1) 議案第28号 農地法の規定による許可の取り消しについて（3条）
- (2) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第30号 農地法の規定による許可の取下げについて（5条）
- (4) 議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

高橋局長

定刻になりましたので、令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

江原会長
職務代理者
高橋局長

◇（挨拶）

続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は21番深町富士雄委員1人です。従いまして24人中23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立致しますことを、ご報告申し上げます。

なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことを、ご了承ください。

ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますが、深町会長が欠席ですので、江原会長職務代理者よろしくをお願いいたします。

《江原会長職務代理者、議長に就任》

議長

それでは、令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。15番松島敏男委員、16番星野和幸委員をお願いいたします。

総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

議案第28号 農地法の規定による許可の取消し第3条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤主事
議長

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりました。整理番号1番を保留といたします。

次に議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から21番の審議に入ります。事務局の説明を求めます。

佐藤主事
議長

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

なお、整理番号1番から7番は現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

8番委員
（2班班長）

それでは報告いたします。現地・面接調査案内図の整理番号1番1ページから21ページをご覧ください。申請地は前橋市富士見中学校の北西に位置する富士見町米野地内の農用地区域内農地です。面接には法人の代表の方が来られました。申請地まで8km程度の距離の下細井町の法人事務所にお住まいだそうです。申請に至った理由については、横浜市介護施設福祉事業、人材紹介事業、日本語教育事業を行っており、このほど申請地を借り受け、野菜を作付けし、農業経営をしたいとのことです。申請に至った経緯としては、知り合いが今回の申請地を借りており、その農業参入のために農地を探していたところ、本申請地を紹介してもらったとのことです。法人申請の代表者は農業には素人ですが、独学、また集落の人から教わりながら、コマツナ、ホウレンソウを現在作っており、コマツナについては出荷できる程度のものとなったそうです。農作業は特定技能で入国している外国人2人が従事する予定とのことであり、現在、人材派遣で和歌山の梅農家に手伝いに行っているとのことです。人材派遣の期間が終了したら、2人を中心に農作業を行っていくとのことです。申請地ではコマツナ、ホウレンソウ、ジャガイモ、ボッチャンカボチャ、シロナスなどを栽培したいとのことです。営農に必要な機械としてはトラクター、鎮圧ローラー、管理機、軽トラ、草刈機などを所有しているそうです。作物の出荷先ですが、朝とった野菜を保冷庫付きのトラックに積んで、横浜市内の施設の利用者の方が150名ほどいる介護施設の前で八百屋さんのようなことをしながら、その方たちに買っていただけるようなものになればいいと申ししておりました。また、多く収穫できるようになればJAにも出荷したいとのことです。売り上げは年間約300万を見込んでいるとのことです。さらに機会があれば

規模拡大もしていきたいと言うことでありました。日本で農業をしたい外国の子どもが居るので、その子たちの受け皿になればなればとも話しておりました。以上のことから、調査班としては営農意欲もあり販売先の確保や将来のあるべき姿まで思い巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。

続きまして、現地・面接調査案内図の整理番号2番22ページから45ページをご覧ください。申請地は前橋市大胡中学校の東に位置する樋越町内の農用地区域内の農地です。面接には申請人本人が見えました。申請人は申請地から200mほどのところに居住し、申請地まで徒歩数分だそうです。申請地は、現在すでにブドウ畑となっております。元は申請人が経営する法人の土木部門の資材置場として使用しておりましたが、申請人が体調を崩したため業務を縮小し、半分農地に戻すにあたり葡萄の栽培を始めたとのことであります。ブドウを選んだ理由は、事前にブドウ栽培している人がいたためとのことです。農作業研修は定期的にJAの講習を受けているとのことであります。農作物の出荷先は道の駅、JAまたは農園で販売するとのことであります。売上としては将来500万から600万ほどめざしていきたいとのことであります。営農に必要な機械としては、トラクター、管理機、動力噴霧器、軽トラック、ミニバックホウなどを所有しているそうです。農作業従事者は現在一人ですが、今後忙しくなる時期については奥さん、息子さん夫婦、パート1名が作業を手伝ってくれるとのことだそうです。さらに規模拡大もできればしたいということでもあります。西側に隣接する農地があるので、いずれはそこも借りたいとのことでした。調査班としては、営農意欲もあり販売先の確保や将来性のあるべき姿まで思いめぐらせているということが伺えたため、許可相当と判断しました。

続きまして、現地・面接調査案内図46ページから64ページをご覧ください。申請地は嶺町の畑6340㎡の内3700㎡です。面接には申請人本人が一人で来られました。場所を選んだ理由については、人・農地プラン等で紹介してもらったとのことであります。農作業の経験は三年ほどあるということです。申請地では、ナス、ホウレンソウ、キュウリなど作物の出荷先はJAや直売所などで販売する予定だそうです。売上げとしては150万から400万ぐらいまでを予定しています。農業機械については、軽トラック2台、1.5tトラック1台、トラクター2台、保管場所は富士見町時沢にある自宅だそうです。農業従事者としてはご夫婦他に実習生3名であります。農業従事者の居住区も嶺町であります。通作距離については2kmで約5分とのことであります。今後規模拡大も順次できればと思っているそうです。以上のことから調査班としては労働意欲が認められ営農計画も整合性がある事から許可相当と判断しました。

続きまして、4番65ページから81ページをご覧ください。申請地は富士見町米野の農地です。この物件に関しましては管財人管理物件となっております。さらに、下限面積設定物件でもあります。隣に住む友人に紹介され、この場所を知ったそうです。現在、空き屋になっているので必要であれば重機を入れ、整地して行きたいとのことです。農業機械としては中古トラクターを買う予定であるとのことです。また、草刈機等は持っているそうです。農作業経験としては家庭菜園ぐらいのものでありますが、順次勉強して行きたいとのことであります。自家用と直売所に少し出せば程度のことだそうです。隣地に住む方に農業機械を置いてもらう予定になっているそうです。通作距離としては、富士見町小暮より6km12分ぐらいで着けるとのことです。一部雑木林のようになっているところもありますので、多少、開墾等に時間がかかるので承知してくださいとのことであります。このことから、調査班としては、遊休農地解消が期待され下限面積の設定もあることから許可相当と判断しました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号8番を保留とし、整理番号1番から7番、9番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

賛成多数でありますので、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号8番を保留とし、整理番号1番から7番、9番から21番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第30号 農地法の規定による許可申請の取下げ第5条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第30号 農地法の規定による許可申請の取下げ第5条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

次に、議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

議長

次に、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

4番については5条申請と関連があるため、後程説明させていただきます。以上、1番から3番について農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

なければ採決したいと思います。4番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請については、4番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号7番については、申請関係者に議席番号7番委員が該当しますので、7番委員の退室をお願いします。

◇（※7番委員、退室）

議長

それでは始めに、整理番号7番について、事務局の説明をお願いします。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上7番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 7 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 7 番を許可とすることに決定いたします。それでは、議席番号 7 番委員の入室を許可します。

◇（※ 7 番委員、入室）

議 長 次に、議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番は先ほどの審議で取下げが承認されましたので、整理番号 2 番から 6 番、8 番から 31 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号 1 番から 29 番、33 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 なお、整理番号 5 番、8 番、13 番、20 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

8 番委員
（2 班班長） それでは報告させていただきます。整理番号第 5 条の 5 番売買。現地・面接調査案内図 94 ページから 100 ページをご覧ください。申請地は前橋市立宮城中学校から北へ約 2 km に位置し、北側、西側、東側は道路、南側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。面接には申請人及び施工業者が来られました。申請法人は東京都に本社を置き、太陽光発電事業、データベースやウェブシステム等の作成事業を行っているそうです。申請地はもともと別の法人が太陽光発電を計画していて通産省、東電の認可を受けていたが、計画変更により、申請事業者が受け継ぐことになりました。太陽光発電事業を行うことになったので、申請法人は同様の太陽光発電施設を埼玉県日高市に所有し、足利市では低圧の太陽光発電施設を運営しているそうです。現在までのところ、各施設の隣地より苦情等寄せられていないとのことです。申請地には 315 kW のパネル 696 枚を設置し、年間約 311 万円の売電収入を見込んでいるそうです。東京電力との間に売電契約は整っているそうです。発電シミュレーションによれば設備費の回収に 5～6 年を見込んでいるとのことでありました。撤去費用については 10 年後から積み立てが開始されるそうです。敷地は現状のままパネルを設置し、雨水は自然浸透であるとのことでした。周囲には 1.6 m のフェンスを設置し、境界確定についてはこれから行う予定だそうです。施設は定期的に業者が現地を確認し、必要に応じて草刈り等行うとのことでありました。調査班としては必要性、確実性、維持管理の計画からも周辺の農地等に特段の迷惑をかけると思えることもないことから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号第 5 条 8 番売買、露天駐車場。現地・面接調査案内図 101 ページから 107 ページをご覧ください。申請地は前橋市芳賀中学校の南東約 900 m に位置し、北側と西側は畑、東側は道路、南側は雑種地に囲まれ、土地改良事業を実施した第一種農地です。第一種農地の不許可の例外規定の既存施設の拡張に該当いたします。面接には申請法人の代表者が来られました。申請法人は 50 号線沿いに本社を置き、建設機材、ブルドーザー、ショベルカー等の重機の運送業を営んでおり、本社の駐車場が手狭になったため、申請地の南に露天駐車場を設け、事業拡張したいとのことです。申請法人は大型トレーラーを 55 台ほど所有しており、申請地は大型重機等の一時保管場所として使用したいとのことです。土地の造成は転圧し、砕石を入れたいとのことでした。雨水は自然浸透とのことです。境界は確定済みで、盗難防止用に外灯を設置予定だそうです。北側 2 m 程度の銅板を設置し、それ以外は 1.5 m ほどのフェンスを周囲に張る予定です。入り口は既存のものに進入禁止のロープを設置し、申請地と既存との出入り口はスロープにすることでした。調査班としては

土地の必要性、事業の確実性が伺え、周辺農地に与える影響は少ないことにより許可相当と判断しました。

整理番号第5条の13番、賃貸借、露天駐車場。現地・面接調査案内図108ページから114ページをご覧ください。申請地は前橋市立第六中学校から南西へ約680mに位置し、西側、東側は道路、北側、東側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請代理人が来られました。申請法人は北群馬郡にて建設業・製造業、自動車販売整備事業等を中心に事業を行っております。既存の施設は榛東村・前橋市・高崎市にあるが、どこも手狭でいっぱいであるとのことでございます。申請地には駐車場69台分、空調配管設備、建設系の設備等の資材等を置く予定だそうです。土地の造成は転圧し沈んだ部分には碎石をいれるとのことでありました。雨水処理は、自然浸透とのことでありました。西側と南側に側溝があるので、必要があれば調整池等を設置して側溝に放流する予定だそうです。境界確定はこれから行うとのことでありました。外灯設置及びフェンス等の設置はしないとのことでありました。東側の住民とは夜間の出入りをしないことで話がついているとのことでありました。以上のことから調査班としては必要性、事業の確立性、周辺への配慮が見られることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号第5条の20番、売買、建売分譲住宅。現地・面接調査案内図115ページから121ページをご覧ください。申請地は前橋市立時沢小学校から東約450mに位置し、北側と南側は畑、西側と東側は道路に囲まれた市街地化が進んでいる区域内の第3種農地です。面接には申請法人の代表者および申請代理人の事務所の方が来られました。申請法人は富岡市で新築請負不動産業を事業としており、事業全体の売上は約4億円とのことでありました。前橋市内で建売分譲住宅を探していたところ、申請地が適地であったため、申請するものです。前橋市では何棟かやっているが富士見町は初めてです。建売分譲住宅は年間十棟ほど販売しており、現在は在庫がないとのことでありました。今回の申請地で建築予定住宅の販売価格は2,200万から2,300万ぐらいで販売するとのことでありました。建設は自社で行い造成事業等は外注するとのことでありました。建築には令和6年1月ごろの完成を目指しているとのことでありました。土地の造成については北側から南側に均し、境界確定は済んでいるとのことでありました。敷地内の道路は位置指定。最終的には市に寄付をする予定だそうです。雨水処理は浸透枿を設置し、オーバーフロー分を側溝に放流する。汚水について四棟は下水に接続できるが、一棟についてはできないため浄化槽を設置するとのことでありました。境界は北側の一部に擁壁、南側全部に擁壁をつけるそうでありました。北側と南側の隣地の農地の所有者には連絡済みで意見があれば対応するとのことでありました。以上のことから調査班としては必要性、事業の確実性周辺への配慮が見られることから許可相当と判断しました。以上です。

議長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

20番委員 20番です。前回、現地調査に行って、保留になったところがあるのですが、安全性のためにフェンスを設置するという説明をさせていただいて、運動場に石等大きいものがあつたのですが、それはどうなりましたか。

望月副主幹 望月です。碎石のほうは見積の方をして、35万円でしっかり碎石を取る計画で業者さんのほうに委託するそうです。

20番委員 そうでしたか。前回、現地調査に行ったときにかなりたくさんの石があつたもので。ありがとうございます。

議長 その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。10番は5条申請と関連があるため、後に4条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号7番については先ほど審議済ですので、整理番号27番を保留とし、整理番号2番から6番、8番から9番、11番から26番、28番から31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請については、

10番は5条申請と関連があるため、後に4条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号27番を保留とし、整理番号2番から6番、8番から9番、11番から26番、28番から31番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書交付することになりますので、ご承知おき願います。

それでは、審議を保留にしました農地法第4条の整理番号4番、農地法第5条の整理番号10番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、4番について農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、10番について農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。

議長

なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

8番委員

それでは報告させていただきます。整理番号第4条4番、整理番号第5条の10番。賃貸借、豚舎。現地・面接調査案内図82ページから93ページをご覧ください。申請地は前橋市立石井小学校から北に2.5kmに位置する農用区域内の農地です。面接には代理人行政書士が来られました。申請地は申請法人代表者がこの土地で昭和53年から養豚業を営んでおり、飼育頭数6000頭、年間売上額は3億から4億程度とのことであります。申請に至った経緯は飼育密度が高いため、飼育密度を下げるため豚舎の増設をするものです。申請地には南北に24房の豚舎を2棟建設し、最大で800頭飼育できるとのことですが、実際には飼育密度を下げるため、少ない頭数で飼育したいとのことであります。施設建設には8,300万ほど予算を見込んでいるようであります。施設の拡張には従業員の増員はなしでできるとのことです。現在までのところ、既存施設の隣接からの苦情は寄せられたことがないという話は聞いております。施設の建設にあたっては北から南に均すように造成し、糞尿処理については既存のある処理施設で賄えるとのことであります。雨水処理については自然浸透。西の道路側にはできるだけ流さないようにしたいとのことであります。このことから調査班としては必要性、事業の確立性、周辺への配慮を見られることから許可相当と判断いたしました。以上です。

（2班班長）

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第4条の整理番号4番、農地法第5条の整理番号10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、農地法第4条の整理番号4番、農地法第5条の整理番号10番を許可とすることに決定いたします。

続いて、議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

柴野主事

◇（別途資料の朗読、説明）

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第34号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に、協議事項（１）遊休農地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

柴野主事

◇（別途資料の朗読、説明）

なお、特別調査班による現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

２４番委員

◇（別途資料の朗読、説明）

（特別調査班長）

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。遊休農地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号２番、４７番から５４番、５６番から５７番は非農地に該当しないこととし、１番、３番から４６番、５５番を非農地とすることに承認に賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、協議事項（１）遊休農地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断については、整理番号２番、４７番から５４番、５６番から５７番は非農地に該当しないこととし、１番、３番から４６番、５５番を非農地とすることを承認することに決定いたします。

議長

次に、２６ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（３）までの内容は、

- （１） 法第４条の届出書の受理状況 ３件
- （２） 法第５条の届出書の受理状況 １６件
- （３） 法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 ７６件

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後３時２２分）